

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2026年7月18日

スーパー ボンド ベア オープン4

追加型投信／国内／債券／特殊型（ブル・ベア型）

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞ 野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

● ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
追加型	国内	債券	特殊型 (ブル・ベア型)	その他資産 (国債証券先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア型

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2026年5月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：83兆7201億円（2026年4月30日現在）

この目論見書により行なうスーパー ボンド ベア オープン4の募集については、発行者である野村アセット マネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月17日に関東財務局長に提出しており、2026年7月18日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

日々の基準価額の値動きがわが国の長期債市場全体の日々の値動きの概ね4倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

円建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、国債証券先物取引を主要取引対象とします。

投資方針

- 国債証券先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の長期債市場全体の日々の値動きの概ね4倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。
- ・ 運用にあたっては、わが国の短期公社債等の短期有価証券を中心に、コールローン等にも投資するとともに、国債証券先物取引の売建てを行ないます。
- ・ 国債証券先物取引の売建ての額は、原則として信託財産の純資産総額のほぼ4倍程度となるように調整を行ないます。
- ・ 設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に国債証券先物取引により対応を行ないます。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上）場合は、原則としてその超過額分については翌営業日にファンドに計上される取引により対応を行ないます。

※ファンドで利用する先物取引は、流動性、効率性等を勘案して決定します。当面は、主として国内上場の長期国債標準物を対象とする国債証券先物取引を利用する予定です。また、運用の効率化のために、海外の市場に上場の債券先物取引などを利用することがあります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換したもの等に限る、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。



ファンドの目的・特色

分配の方針

原則、毎年4月24日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、原則として利子・配当等収益等を中心に基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは国債証券先物取引を積極的に活用しますので、これらの影響を受けます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドは、特定のインデックスへの連動を目指すインデックスファンドではありません。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- ファンドは、主に以下の要因等により、目標とする投資成果が達成できない場合があります。
 - ・ 日々の設定・解約等に対応するために行なった国債証券先物取引の約定値段と、当該日の評価値段の差が生じる場合
 - ・ 長期金利の大幅な変動や流動性の低下等により、先物取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合
 - ・ 先物市場において取引規制が行なわれた場合
 - ・ 運用資金が少額、または、設定・解約などにより大幅な増減があった場合
 - ・ 国債証券先物取引の値動きと長期債市場全体の値動きが一致しない場合
 - ・ 国債証券先物取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に上げられた場合
 - ・ 国債証券先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える）時に発生する売買手数料等のコスト負担や限月間の価格差（スプレッド）による影響がある場合



投資リスク

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

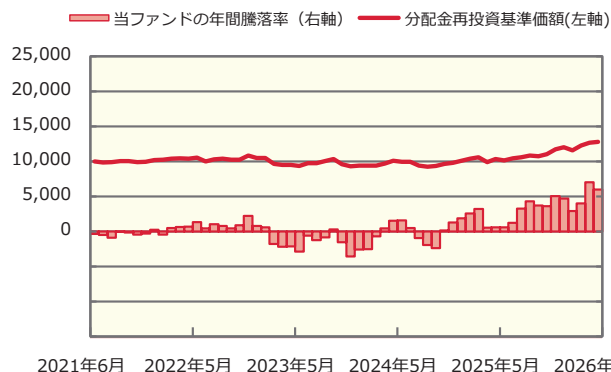
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



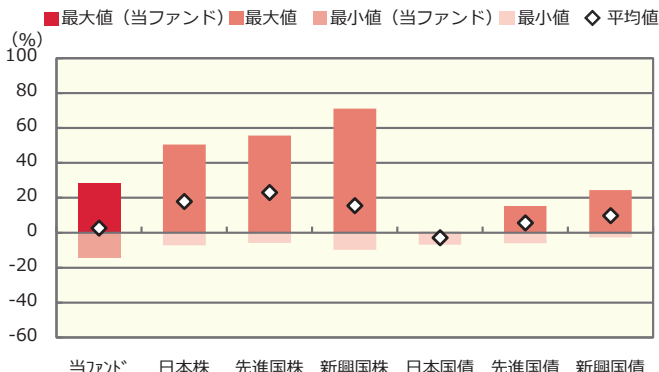
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2021年6月末～2026年5月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	28.2	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 14.3	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	2.7	17.9	23.1	15.6	△ 2.8	5.7	9.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年6月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

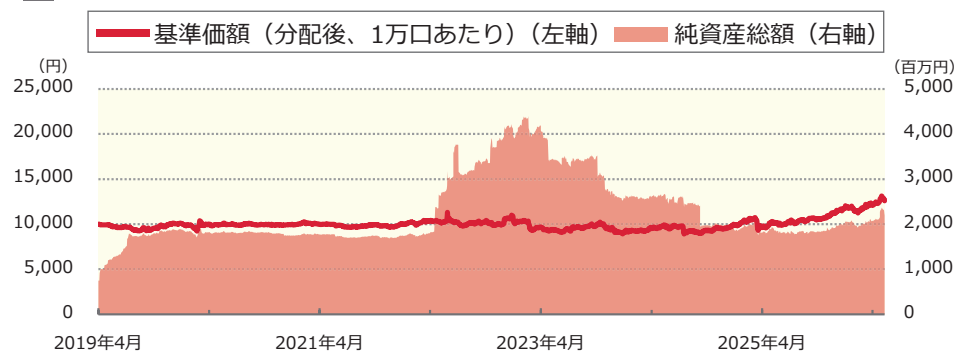
- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2026年5月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

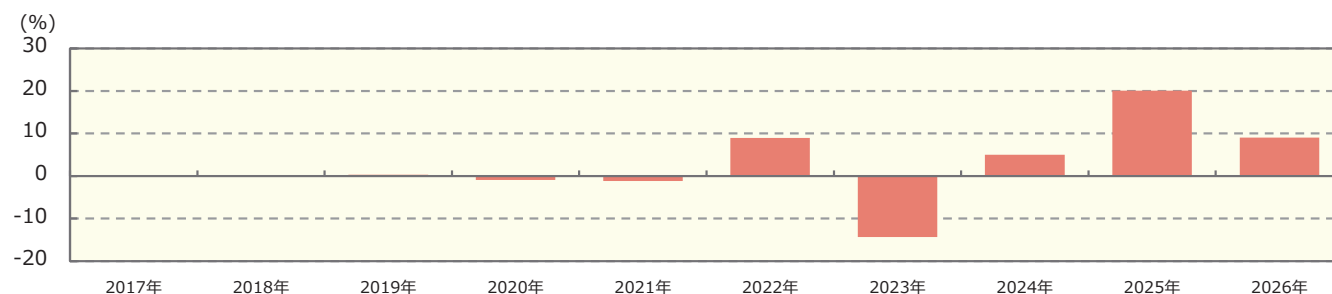
2026年4月	0 円
2025年4月	0 円
2024年4月	0 円
2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

投資比率

資産の種類／名称	種類	投資比率 (%)
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	100.0
(内) 長期国債先物(6%、10年)(2026年06月限)	債券先物取引	(売建) △403.5

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は設定日(2019年4月19日)から年末までの収益率。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）
購 入 価 額	購入申込日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。） なお、2027年4月17日以降は、購入のお申込みはできません。
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1万口単位
換 金 価 額	換金申込日の基準価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後2時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2026年7月18日から2027年4月16日まで なお、「スーパー ボンド ペア オープン4」は後継ファンドを設定しません。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	特別な事情（欄外に記載）が発生した場合ならびに、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2027年4月26日まで（2019年4月19日設定）
繰 上 償 還	受益権口数が10億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年4月24日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資不可）
信 託 金 の 限 度 額	3000億円
公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 * 上記は2026年5月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

● 「特別な事情」とは下記をいいます。

1. ファンドが行なう国債証券先物取引のうち主として取引を行なう先物取引について、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の午後の取引が行なわれないとき、もしくは停止されたとき。
2. ファンドが行なう国債証券先物取引のうち主として取引を行なう先物取引について、当該先物取引に係る金融商品取引所の午後の取引終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等、やむを得ない事情が発生したこと等により、当該ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																		
	購入時手数料		購入価額に <u>0.55%（税抜0.5%）以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 （詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。） 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。															
	信託財産留保額		ありません															
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																		
	運用管理費用 （信託報酬）		信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。															
			<table><tr><th colspan="3">信託報酬率</th><th>年0.572%（税抜年0.52%）</th></tr><tr><td rowspan="3">支払先の配分（税抜） および役務の内容</td><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td><td>年0.210%</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</td><td>年0.275%</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td><td>年0.035%</td></tr></table>		信託報酬率			年0.572%（税抜年0.52%）	支払先の配分（税抜） および役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.210%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.275%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.035%
			信託報酬率			年0.572%（税抜年0.52%）												
			支払先の配分（税抜） および役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.210%												
				販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.275%												
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.035%																
その他の費用・手数料		その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等																



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- * 上記は2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.57	0.57	0.00

（2025年4月25日～2026年4月24日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



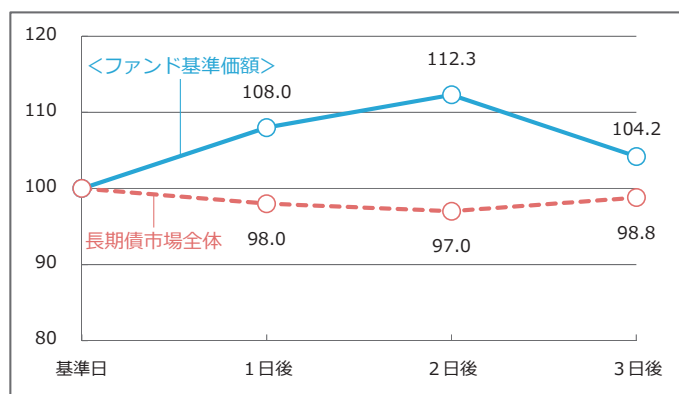
追加的記載事項

●基準価額の値動きについての留意点

◆翌日以外の離れた2時点間における騰落率の比較

ファンドは、日々の基準価額の値動きが長期債市場全体の日々の値動きの概ね4倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。したがって、**たとえ正確に運用目標が達成されたとしても、2日以上離れた日との比較（連続しない2時点間の比較）においては、概ね4倍程度反対とはなりません**ので、十分ご留意ください。

<例1> 離れた2時点間の比較について



上図に示すように、長期債市場全体の値動きが、1日目に2%下落、2日目に1%下落、3日目に1.8%上昇となった場合のファンドの基準価額の値動きは、基準日を100とし、その後正確に運用目標が達成されたとすると、1日後は108.0、2日後は112.3、3日後は104.2となります。

これを、基準日から1日後、2日後、3日後の2時点間の騰落率でみると、1日間では、目標通りとなりますが、2日間では、長期債市場が3%下落しているのに対し、ファンドの基準価額は12.3%の上昇となります。また、3日間では、長期債市場が1.2%下落しているのに対し、ファンドの基準価額は4.2%の上昇となります。このように、**2日以上隔たった時点との比較では、4倍程度反対とはなりません**。

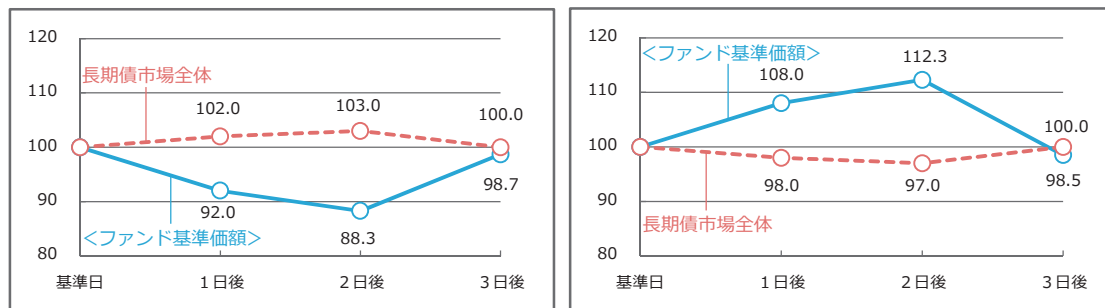
(小数第2位を四捨五入)

(※以上の例は日々において正確に運用目標が達成された場合を前提としています。)

◆長期債市場が上昇または下落した後、元の水準に戻った場合について

長期債市場が上昇または下落した後、**元の水準に戻った場合でも、基準価額の水準は元に戻るとは限りません**のでご注意ください。

<例2> 長期債市場が上昇（下落）の後、元の水準に戻った場合



上図に示す様に、長期債市場全体の値動きが、一旦上昇（下落）の後、基準日と同一水準まで戻った場合でも、ファンドの基準価額は正確に運用目標が達成されたとしても、基準日と同一水準にはなっていません。

(小数第2位を四捨五入)

(※以上の例は日々において正確に運用目標が達成された場合を前提としています。)

※これら例示は、あくまでも長期債市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を説明するための計算例であり、**実際の値動きを示したものではありません**。

また、実際のファンドでは、信託報酬などのコスト負担や、設定・解約の影響などにより、運用目標が正確に達成されるとは限りません。

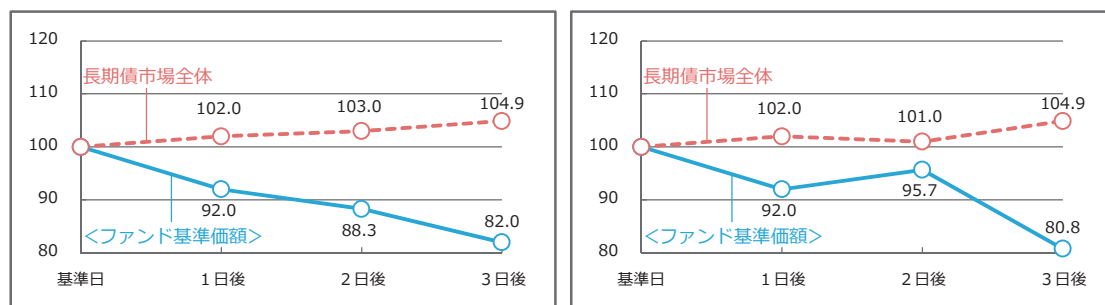


追加的記載事項

◆長期債市場が、一方的に動く場合と、上昇・下落を繰り返す場合の比較

長期債市場の値動きが連続して一方向に動く場合と、上昇下落を繰り返す場合では、基準価額の水準は異なることがありますのでご注意ください。

<例3> 長期債市場全体が上昇局面の場合

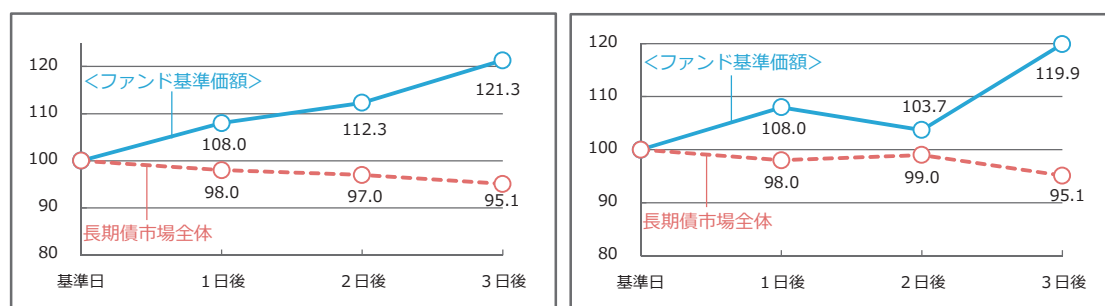


上図に示す様に、長期債市場全体の値動きが、基準日から、1日目2.0%上昇、2日目1.0%上昇、3日目1.8%上昇というように、一方的に上昇した場合の基準価額の値動きと、1日目2.0%上昇、2日目1.0%下落、3日目3.9%上昇というように、上昇・下落を繰り返した場合の基準価額の値動きを見てみると、各々の場合において、長期債市場はいずれも同じ水準（104.9）となっているのに対し、基準価額は正確に運用目標が達成されたとしても、同じ水準にはなっていません。

（小数第2位を四捨五入）

（※以上の例は日々において正確に運用目標が達成された場合を前提としています。）

<例4> 長期債市場全体が下落局面の場合



上図に示す様に、長期債市場全体の値動きが、基準日から、1日目2.0%下落、2日目1.0%下落、3日目2.0%下落というように、一方的に下落した場合の基準価額の値動きと、1日目2.0%下落、2日目1.0%上昇、3日目3.9%下落というように、上昇・下落を繰り返した場合の基準価額の値動きを見てみると、各々の場合において、長期債市場はいずれも同じ水準（95.1）となっているのに対し、基準価額は正確に運用目標が達成されたとしても、同じ水準にはなっていません。

（小数第2位を四捨五入）

（※以上の例は日々において正確に運用目標が達成された場合を前提としています。）

※これら例示は、あくまでも長期債市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

また、実際のファンドでは、信託報酬などのコスト負担や、設定・解約の影響などにより、運用目標が正確に達成されるとは限りません。

以上の理由から、「スーパー ボンド ベア オープン4」は一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

